

静岡市優良建設工事等表彰要領

1 趣旨

この要領は、静岡市優良建設工事等表彰要綱（平成20年7月1日施行。以下「要綱」という。）に基づく技術者等の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の種類及びその区分

- (1) 優良建設工事表彰 前年度（表彰の日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）に完成した建設工事において優れた成績を修めた技術者及び受注者とする。
- (2) 中小事業者優良建設工事表彰 前年度に完成した、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（平成17年静岡市告示第43号。以下「資格告示」という。）第1の2（7）に規定する等級格付が、その工事の受注時にB等級以下の者が請け負った建設工事において優れた成績を修めた技術者及び受注者とする。
- (3) 若手技術者及び女性技術者表彰 前年度に完成した建設工事において優れた成績を修めた若手技術者（建設工事を契約した日の属する年度の4月1日に満35歳以下の技術者をいう。）及び女性技術者とする。
- (4) 前各号の技術者は、専任を要しない期間を除いた全ての期間にわたって従事していた者とする。
- (5) 優良業務委託表彰 前年度に完了した建設工事に係る設計の業務において、優れた成績を修めた受注者とする。

3 表彰の工種及び業種別

- (1) 優良建設工事表彰は、別表の工種別に表彰するものとし、そのうち土木、舗装、建築、電気及び機械とする。
- (2) 前号に掲げる工種のほか、表彰の対象となる建設工事の件数が十分に存在すると市長が認めるときは、表彰の工種を別に設けることができる。
- (3) 中小事業者優良建設工事表彰は、工種別に表彰するものとし、資格告示第1の2（8）に定める発注基準表の建設工事の種類とする。
- (4) 優良業務委託表彰は業種別に表彰するものとし、静岡市委託業務検査実施要領（令和2年4月1日施行）2（1）に規定する土木関係建設コンサルタント（概略、予備、詳細設計を含む業務）及び建築関係建設コンサルタント（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備設計を含む業務）とする。

4 表彰の基準

(1) 表彰の基準は、次の各号に定めるところによる。

ア 優良建設工事表彰により表彰する技術者及び受注者は、工種別ごと工事成績評定点(土木工事成績評定基準(平成17年4月1日施行)及び建築・設備工事成績評定基準(平成17年4月1日施行)に規定する細目別評定点の合計(小数点以下第1位まで)をいう。以下同じ。)の上位2%(小数点以下切り上げ)かつ平均点以上の者から選考する。

イ 中小事業者優良建設工事表彰により表彰する技術者及び受注者は、工種別ごと工事成績評定点の上位2%(小数点以下切り上げ)かつ平均点以上の者から選考する。

ウ 若手技術者及び女性技術者表彰により表彰する技術者は、区分ごと、工事成績評定点が最も高く、かつ、3(1)に定める工種別に工事成績評定点が平均点以上の者から選考する。

エ 優良業務委託表彰により表彰する受注者は、業種ごと委託業務成績評定点(静岡市委託業務成績評定要領(令和2年4月1日施行)に定める業務評定点の合計(小数点以下第1位まで)をいう。以下同じ。)の上位2%(小数点以下切り上げ)かつ平均点以上の者から選考する。

オ 前号までの規定にかかわらず、工種、業種及び区分ごと、工事成績評定点又は委託業務成績評定点が同点の者が複数ある場合は、すべての者を表彰することができる。

(2) 同一の表彰候補者が2以上の表彰の種類、工種、業種及び区分において表彰の対象となる場合は、重複して表彰することができる。

(3) 前号の規定にかかわらず、優良建設工事表彰及び中小事業者優良建設工事表彰のいずれにも該当する建設工事がある場合は、優良建設工事表彰のみの選考対象とし、この建設工事を優良建設工事表彰する場合は、中小事業者優良建設工事表彰について、次点の者を繰上げた表彰は行わない。

5 選考の方法

要綱第7条に規定する委員会は、要綱及び本要領に定める規定により選出された表彰候補者について、表彰の種類及びその区分ごと審議を行い、表彰する者を決定する。

6 共同企業体の扱い

静岡市建設工事共同企業体取扱要綱(平成17年4月1日施行)に規定する特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体に関しては、要綱第3条から第5条の規定は、構成員それぞれに適用する。

7 表彰の方法

技術者の表彰には表彰状及び記念品を、受注者の表彰には表彰状を授与する。

8 表彰の取消し

市長は、要綱第10条の規定により表彰を取り消した場合は、すみやかに表彰を取り消されたものに対して、表彰の取り消し及びその理由を文書により通知する。

9 表彰結果の公表

表彰後、表彰の種類及びその区分ごと、表彰された者及びその工事名又は業務名を、市ホームページに掲載する。公表の期間は表彰の日より1年間とする。

附 則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

工種	建設工事の種類
土木	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（土木系）、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、造園工事、さく井工事、塗装工事（土木系）
舗装	舗装工事
建築	建築一式工事、塗装工事（建築系）、防水工事、とび・土工・コンクリート工事（建築系）、大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、板金工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事
電気	電気工事、電気通信工事
機械	管工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事
その他	石工事、鉄筋工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事